資料３

「第３次兵庫県環境基本計画」の見直しの基本的な方針（事務局案）

１　見直しの経緯

本県における環境基本計画は、平成７年に制定された「環境の保全と創造に関する条例」第 6 条に基づき策定されている。

（環境基本計画の策定）
第６条　知事は、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。
２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
(1) 環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　知事は、環境基本計画を定めようとするときは、その基本的な事項について、あらかじめ、兵庫県環境審議会（以下「環境審議会」という。）の意見を聴くものとする。

これまでの環境基本計画の計画期間及び見直し期間は以下のとおりであり、社会情勢の変化を踏まえて全面改定が行われてきた。

計画名称		策定時期	展望時期	計画期間	見直し時期
兵庫県環境基本計画		平成８年６月	21 世紀半ば	概ね 15 年	原則５年
新兵庫県環境基本計画		平成 14 年５月	2030 年頃	概ね 10 年	必要に応じて
第３次兵庫県環境基本計画		平成 20 年 12 月	2030 年頃	概ね 10 年	原則５年
(参考)21 世紀長期ビジョン		平成 13 年２月	2030 年頃	平成 22 年頃	－
	改訂版	平成 23 年 12 月	2040 年頃	平成 32 年頃	－

２　21 世紀兵庫長期ビジョン（全県ビジョン）における進捗状況

全県ビジョンは平成 13 年に策定され、４つの社会像として「創造的市民社会」「しごと活性社会」「環境優先社会」「多彩な交流社会」が示された。平成 23 年 12 月の改訂では、目指すべき社会の現時点での実現状況について、以下のようにまとめられている。

(1) 人と自然が調和した健康で快適な「共生と循環」の社会

コウノトリの野生復帰、尼崎21 世紀の森など自然再生、生物多様性保全、資源循環、地球環境保全に向けた取組がさまざまな主体の参画のもとで広がっており、共生と循環の考え方が県民に浸透し、豊かな自然を次代に継承しようとする意識が高まっている。一方で、<u>野生動物の計画的管理、温室効果ガスの排出抑制などへの継続した対応、自然との共生を図った安全安心の基盤づくりが求められる。</u>

(2) 循環に即した生活・経済活動が確立した社会

レジ袋削減運動などの展開よりごみ排出量の削減、再資源化が進むなど、消費・廃棄から循環への価値観の転換が図られ、人間の活動が環境に与える負荷が低減しつつある。体験型環境学習を通じて、循環に即した行動を次世代に伝えるしくみが地域一体で整いつつある。各地で環境創造型農業が展開されるなど、産業活動においても環境優先、資源循環の考え方が普及している。一方で、産業廃棄物の低減に向けたさらなる取組が求められる。

(3) 循環を促すさまざまなしくみが整った社会

県民緑税による森づくりや都市緑化など適切な誘導のしくみが整いつつあり、顕彰制度など環境保全に貢献した主体の行動も適切に評価されている。県民による環境保全や地産地消の取組が進み、都市と農山漁村が連携した地域での循環のしくみも形成されつつある。太陽光など再生可能エネルギーの普及、導入とともに、県民、事業者、行政が一体となった資源・エネルギーが循環する総合的なしくみを構築していくことが求められる。

3　見直しの方向性について（案）

第３次兵庫県環境基本計画は平成 20 年 12 月に策定され、原則として５年毎に見直しを行うこととされていることから、平成 24 年８月に環境審議会へ「第３次環境基本計画見直しの基本的事項について」諮問した。

しかしながら、平成 23 年３月に発生した東日本大震災に起因する国全体でのエネルギー政策の見直しや、本県における人口が平成 21 年度をピークに減少へ転じるなど、社会情勢の変化は著しく、環境基本計画の改定に当たり、社会経済の基盤となる前提条件が大きく異なってきている。

基本計画の改定に当たっては、これまでも計画期間を 10 年間又は 15 年間と設定する中で、社会情勢の変化に伴い見直し時期に全面改定が行われてきた経緯を踏まえると、今回の見直しにおいても、近年の社会情勢の変化に適切に対応する必要があることから、現計画の一部見直しではなく、新たな視点で**「第４次兵庫県環境基本計画」**として策定することとする。